

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 シニアサ ポートホームみのり 長岡 <u>特別養護老人ホーム アカシアの丘黒条</u> <u>介護付有料老人ホー ム フレンドリーハ ウスみどりの杜</u>	(略) 長岡市下々条2 丁目1373番地1 <u>長岡市黒津町字 東田367番地</u> <u>長岡市宮本町1 丁目甲11番1</u>	長岡市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 シニアサ ポートホームみのり 長岡	(略) 長岡市下々条2 丁目1373番地1
(略)			(略)		
三条市	(略) 特別養護老人ホーム おおじまの里 <u>介護付有料老人ホー ム きららふれあい の杜三条</u>	(略) 三条市大島3783 番地1 <u>三条市曲淵3丁 目3-20</u>	三条市	(略) 特別養護老人ホーム おおじまの里	(略) 三条市大島3783 番地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。